

資金決済に関する法律案 新旧対照表目次

一	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	（附則第十七条関係）	．．．．．	1
二	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	（附則第十八条関係）	．．．．．	3
三	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）	（附則第十九条関係）	．．．．．	5
四	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	（附則第二十条関係）	．．．．．	7
五	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	（附則第二十一条関係）	．．．．．	10
六	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）	（附則第二十二条関係）	．．．．．	12
七	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	（附則第二十三条関係）	．．．．．	15
八	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	（附則第二十四条関係）	．．．．．	17
九	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（附則第二十五条関係）	．．．．．	19
十	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	（附則第二十六条関係）	．．．．．	21
十一	保険業法（平成七年法律第五五号）	（附則第二十七条関係）	．．．．．	23
十二	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）	（附則第二十八条関係）	．．．．．	26
十三	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	（附則第二十九条関係）	．．．．．	27
十四	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）	（附則第三十条関係）	．．．．．	29
十五	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）	（附則第三十一条関係）	．．．．．	30
十六	株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）	（附則第三十二条関係）	．．．．．	33
十七	金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）	（附則第三十三条関係）	．．．．．	35

改正案	現行
<p>第十一条の四十七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第 二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会、その子会社（第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるもの）の行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。</p> <p>イ〇ハ（略）</p>	<p>第十一条の四十七（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>二〇四（同上）</p> <p>五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるもの）の行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。</p> <p>イ〇ハ（同上）</p>

②
⑩
六・七
（略）

②
⑩
六・七
（同上）

改正案	現行
<p>（子会社の範囲等）</p> <p>第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第八十二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>二～四 （略）</p> <p>五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該連合会、その子会社（第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるもの）の行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合に</p>	<p>（子会社の範囲等）</p> <p>第八十七条の三 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>二～四 （同上）</p> <p>五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該連合会、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるもの）の行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に</p>

は、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。(

イ～ハ (略)

六・七 (略)

2
～
10 (略)

定めるものに、それぞれ限るものとする。(

イ～ハ (同上)

六・七 (同上)

2
～
10 (同上)

改正案	現行
<p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に 限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を 子会社としてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第 二条第三項（定義）に規定する資金移動業者のうち、資金移動業 （同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で 定める業務を専ら営むもの</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会 社にあつては主として当該信用協同組合連合会、その子会社（第 一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。第六項において同じ。 ）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業 務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連 業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合に は、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イスト （略）</p>	<p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>二〇五 （同上）</p> <p>六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会 社にあつては主として当該信用協同組合連合会、その子会社（第 一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これら に類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその 業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社 であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に 定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イスト （同上）</p>

2
5
7
七・八
(略)

2
5
7
七・八
(同上)

四 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支払等の制限）</p> <p>第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。））が行う為替取引によつてされるものを除く。）及び居住者と非居住者との間でする支払等（銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされるものその他政令で定めるものを除く。）について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。</p> <p>第十七条・第十七条の二（略）</p>	<p>（支払等の制限）</p> <p>第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から外国へ向けた支払（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。））が行う為替取引によつてされるものを除く。）及び居住者と非居住者との間でする支払等（銀行等が行う為替取引によつてされるものその他政令で定めるものを除く。）について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。</p> <p>第十七条・第十七条の二（同上）</p>

(資金移動業者への準用)

第十七条の三 前二条の規定は、資金移動業者がその顧客の支払等に
係る為替取引を行う場合について準用する。

第十八条〜第十八条の四 (略)

(資金移動業者への準用)

第十八条の五 第十八条から前条までの規定は、資金移動業者が特定
為替取引を行う場合について準用する。

(支払等の報告)

第五十五条 (略)

2 前項の規定による報告は、当該報告に係る同項の支払等が銀行等
又は資金移動業者が行う為替取引によつてされるものである場合に
は、政令で定めるところにより、当該銀行等又は資金移動業者を
經由してするものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技
術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一
項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の
報告をする場合には、当該銀行等又は資金移動業者を經由しないで
報告することができる。

第七十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百

(新設)

第十八条〜第十八条の四 (同上)

(新設)

(支払等の報告)

第五十五条 (同上)

2 前項の規定による報告は、当該報告に係る同項の支払等が銀行等
が行う為替取引によつてされるものである場合には、政令で定める
ところにより、当該銀行等を經由してするものとする。ただし、行
政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年
法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子
情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等を
經由しないで報告することができる。

第七十条 (同上)

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一〇四 (略)

五 第十七条の二第二項(第十七条の三において準用する場合を含む。)の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行った者

六〇三十五 (略)

第七十条の二 第十八条の四(第十八条の五、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条の二 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第十八条第四項(第十八条の五、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇四 (同上)

五 第十七条の二第二項の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行った者

六〇三十五 (同上)

第七十条の二 第十八条の四(第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条の二 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第十八条第四項(第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信用金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十四条の二十三 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第 二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>二〇九 (略)</p> <p>十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会、その子会社（第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p>	<p>（信用金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十四条の二十三 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>二〇九 (同上)</p> <p>十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会、その子会社（第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p>

イ
ト (略)

十一・十二 (略)

2
5
7 (略)

イ
ト (同上)

十一・十二 (同上)

2
5
7 (同上)

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第 二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第十六条の四第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）</p> <p>三〇十 （略）</p> <p>十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当</p>	<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 （同上）</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇十 （同上）</p> <p>十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行、その子会社（第一号、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合に</p>

する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。
る。）

イ～ト (略)

十二・十三 (略)

2～10 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 (略)

一の二 資金移動専門会社

二～九 (略)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社、その子会社（長期信用銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ (略)

は、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ～ト (同上)

十二・十三 (同上)

2～10 (同上)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 (同上)

一 (同上)

(新設)

二～九 (同上)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社、その子会社（長期信用銀行並びに第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ (同上)

2
～
6
(略)
十一・十二
(略)

2
～
6
(同上)
十一・十二
(同上)

改正案	現行
<p>（労働金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二 二条第三項（定義）に規定する資金移動業者のうち、資金移動業 （同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令・ 厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会、その子会社（第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p>	<p>（労働金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十八条の五 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>二〇五 (同上)</p> <p>六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p>

イソト (略)

七・八 (略)

2
5
7 (略)

イソト (同上)

七・八 (同上)

2
5
7 (同上)

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p>		
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項</p>		
<p>課税標準</p>	<p>課税標準</p>		
<p>税率</p>	<p>税率</p>		
<p>一〇四十八（略）</p>	<p>一〇四十八（同上）</p>		
<p>四十九 第三者型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の 登録、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定</p>	<p>四十九 前払式証券の第三者型発行者の登録</p>		
<p>（一） 資金決済に関する法律（平成二十 一年法律第 号）第七条（第三 者型発行者の登録）の第三者型前払 式支払手段の発行者の登録</p>	<p>前払式証券の規制等に関する法律（平 成年法律第九十二号）第六条（登録 ）の第三者型発行者の登録</p>		
<p>登録件数</p>	<p>登録件数</p>		
<p>一件につき十 五万円</p>	<p>一件につき十 五万円</p>		

五十〇百五十九 (略)	(二) 資金決済に関する法律第三十七条 (資金移動業者の登録)の資金移動業者の登録	登録件数	一件につき十 五万円
	(三) 資金決済に関する法律第六十四条 第一項(資金清算機関の免許等)の 資金清算業の免許	免許件数	一件につき十 五万円
	(四) 資金決済に関する法律第八十七条 (認定資金決済事業者協会の認定) の認定資金決済事業者協会の認定	認定件数	一件につき十 五万円
五十〇百五十九 (同上)			

九 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第二十五条関係）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の七関係）			
十三・十四 （略）	十二 金融庁又は 財務省	一〇十一 （略）	提供を受ける国の 機関又は法人 事務
十三・十四 （略）	十二 削除	一〇十一 （同上）	提供を受ける国の 機関又は法人 事務
資金融済に関する法律（平成二十一年法律第 号）による同法第七条の登録、同法第十 条第一項の届出、同法第三十七条の登録、同法 第四十一条第一項の届出、同法第六十四条第一 項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八 十七条の認定に関する事務であつて総務省令で 定めるもの			

（傍線の部分は改正部分）

十五 削除 十六 ～ 百二十一 （略）		上
（略）		
十五 金融庁又は 財務省 十六 ～ 百二十一 （同上）		上
（同上）	前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）による同法第六条の登録又は同法第十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

改正案	現行
<p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第</p> <p>二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第五十二条の二十三第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）</p> <p>三〇十 （略）</p> <p>十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。第七項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p>	<p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十六条の二 （同上）</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇十 （同上）</p> <p>十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行、その子会社（第一号、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第七項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p>

<p>イスト (略)</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>258 (略)</p> <p>(銀行持株会社の子会社の範囲等)</p> <p>第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 資金移動専門会社</p> <p>二5九 (略)</p> <p>十 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社、その子会社(銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。))その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>256 (略)</p>	<p>イスト (同上)</p> <p>十二・十三 (同上)</p> <p>258 (同上)</p> <p>(銀行持株会社の子会社の範囲等)</p> <p>第五十二条の二十三 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>二5九 (同上)</p> <p>十 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社、その子会社(銀行並びに第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。))その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)</p> <p>イ・ロ (同上)</p> <p>十一・十二 (同上)</p> <p>256 (同上)</p>
--	--

十一 保険業法（平成七年法律第百五号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九十九条（略）</p> <p>2 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する資金移動業</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 保険会社は、第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行（相互会社にあつては、これらの法令に規定する株式会社その他の会社又は銀行）とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。</p> <p>7～10（略）</p> <p>（保険会社の子会社の範囲等）</p> <p>第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会</p>	<p>第九十九条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一～四（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>3～5（同上）</p> <p>6 保険会社は、第二項第一号及び第二号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行（相互会社にあつては、これらの法令に規定する会社又は銀行）とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。</p> <p>7～10（同上）</p> <p>（保険会社の子会社の範囲等）</p> <p>第百六条（同上）</p>

社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〇四 (略)

四の二 資金決済に関する法律第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者(第九号に掲げる会社に該当するものを除く。)のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第二百七十一条の十二第一項第四号の二において「資金移動専門会社」という。)

五〇十四 (略)

二〇七 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一〇四 (略)

四の二 資金移動専門会社

五〇十一 (略)

十二 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該保険持株会社、その子会社(第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第五項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの)の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ 保険会社又は第二号の二から前号までに掲げる会社の行う業

一〇四 (同上)

(新設)

五〇十四 (同上)

二〇七 (同上)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 (同上)

一〇四 (同上)

(新設)

五〇十一 (同上)

十二 (同上)

イ 保険会社又は第三号から前号までに掲げる会社の行う業務に

	<p>務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第五項において「従属業務」という。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>十三・十四 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p>		<p>従属する業務として内閣府令で定めるもの（第五項において「従属業務」という。）</p> <p>ロ (同上)</p> <p>十三・十四 (同上)</p> <p>2 5 6 (同上)</p>
--	--	--	---

十二 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 本人口座 金融機関の営業所又は事務所（国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。）に本人の名義で開設され、又は設定されている預金若しくは貯金の口座又は勘定で、当該金融機関の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所）を確認しているものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一～五 （同上）</p> <p>六 本人口座 金融機関の営業所又は事務所（国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。）に本人の名義で開設されている預金又は貯金の口座で、当該金融機関の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所）を確認しているものをいう。</p>

改正案	現行
<p>（農林中央金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二十三条第三項に規定する資金移動業者（第五号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>二〇七（略）</p> <p>八 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として農林中央金庫、その子会社（第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ〇ハ（略）</p>	<p>（農林中央金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第七十二条（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>二〇七（同上）</p> <p>八 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として農林中央金庫、その子会社（第一号及び第五号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ〇ハ（同上）</p>

2
5
11
(略) 九・十
(略)

2
5
11
(同上) 九・十
(同上)

改正案	現行
<p>（子会社保有の制限） 第百十一条（略） 2～7（略） 8 第二項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで、第八号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。</p>	<p>（子会社保有の制限） 第百十一条（同上） 2～7（同上） 8 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第三号から第六号まで、第八号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。</p>

十五 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 二十八（略）</p> <p>二十八の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）</p> <p>）第二条第三項に規定する資金移動業者</p> <p>二十九～四十三（略）</p> <p>（外国為替取引に係る通知義務）</p> <p>第十条 特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）は、顧客と本邦から外国（本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるも</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 二十八（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>二十九～四十三（同上）</p> <p>（外国為替取引に係る通知義務）</p> <p>第十条 特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）は、顧客と本邦から外国（本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。）に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わな</p>

のを通知して行わなければならない。

254 (略)

(行政庁等)

第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号の二まで及び第四十二号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣

256 (略)

2510 (略)

第二十七条 他人になりすまして第二条第二項第二十八号の二に掲げる

特定事業者（以下この条において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引として行われるものであ

ければならない。

254 (同上)

(行政庁等)

第二十条 (同上)

- 一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで及び第四十二号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣

256 (同上)

2510 (同上)

(新設)

ることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 | 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 | 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 | 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十八条 (略)

(金融商品取引法の準用)

第二十九条 (略)

第二十七条 (同上)

(金融商品取引法の準用)

第二十八条 (同上)

改正案	現行
<p>（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第三項に規定する資金融動業者のうち、同条第二項に規定する資金融動業者その他主務省令で定める業務を専ら営むもの</p> <p>一の二 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として商工組合中央金庫、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第八項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社（以下</p>	<p>（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第三十九条 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>一 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）</p> <p>二〇五 （同上）</p> <p>六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として商工組合中央金庫その他これに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社（以下「金融関連業務会社」という。）であつて次に掲げる業務の区分に該当</p>

<p>「金融関連業務会社」という。)であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>七・八 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第一項第六号又は第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの又は商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。</p> <p>9 (略)</p>	<p>する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)</p> <p>イ～ト (同上)</p> <p>七・八 (同上)</p> <p>2～7 (同上)</p> <p>8 第一項第六号又は第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫その他これに類する者として主務省令で定めるもの又は商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。</p> <p>9 (同上)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次号イからマまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イノ （略）</p> <p>オ 前払式支払手段発行者</p> <p>ク 資金移動業を営む者</p> <p>ヤ 資金清算業を行う者</p> <p>マ 認定資金決済事業者協会</p> <p>四十九 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二十 電子記録債権の電子記録に関すること。</p> <p>二十一～二十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 次号イからノまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 （同上）</p> <p>イノ （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四十九 （同上）</p> <p>二十 前払式証券の規制に関すること。</p> <p>二十の二 （同上）</p> <p>二十一～二十七 （同上）</p>